

林業・木材産業燃料等価格高騰対策緊急支援事業の申請について

**【省エネ等取組計画書】令和5年6月26日（県木連）までに提出
(事業申請を決めたら速やかに提出)**

【交付申請書】令和5年10月31日（火）までに提出

※交付申請の前提として省エネ等取組計画書の提出が必要となります。

1 補助金の概要

本事業は、燃料価格や電気料金の高騰による林業・木材産業事業者等の負担を軽減するため、令和5年3月分から令和5年9月分の燃料調達費用及び電気料金について、前年同期と比較し、価格が高騰した分を補助するものです。

2 補助金の交付対象者

次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 林業事業者（森林組合、民間素材生産業者等）
- (2) 原木、原板を一次加工している木材産業事業者
- (3) 主として県産未利用間伐材を燃料とする木質バイオマス発電事業者

※法令遵守上の問題を抱えている者や暴力団、暴力団員と関係のある者は対象外。

3 補助金の対象となる事業

補助対象者が営む以下の事業が対象。

林業、製材業、チップ製造業、木質ペレット製造業、薪製造業、おが粉製造業、バークたい肥製造業、木質バイオマス発電事業、その他原木、原板を原料として一次加工を行う事業

※使用する原木、原板の生産地は問いません。

※プレカット業、木工業、製紙業、その他二次加工に該当する事業は対象外。

4 補助金の対象となる期間及び経費

○対象期間

令和5年3月1日から令和5年9月30日までの間

○対象経費

対象事業の工場や機械の稼働、原木・製品等の運搬、発電に必要な経費のうち、

燃料調達費用と電気料金

※事務所の電気料金は原則対象外。

※国及び市町村等から本事業と同様の支援を受けるものは対象外。

※消費税額分及び地方消費税額分は対象外。

5 補助金額の計算及び補助金の条件

期間内対象経費の対前年度増加分の1/2以内を補助します。

[今年度(R5.3~9)の料金 - 前年度(R4.3~9)の料金] × 1/2以内

※千円未満切捨てです。

補助金額の上限：1者あたり2,000万円

最低補助額：5万円（5万円未満は補助対象外）

※補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、申請額が予算額を超過する場合には、補助率を調整した額を交付することとします。

6 省エネ等への取組み（省エネ等取組計画書の提出）

交付申請者は、燃料や電気の使用量を低減するため、省エネや燃料転換等の取組みを実施しなければなりません。

このため、令和5年3月から令和5年9月分までに取り組む内容を記載した計画書（省エネ等取組計画書）を令和5年6月30日までにセンターに提出してください。

（令和5年6月26日まで県木材組合連合会に提出）

7 交付申請書の提出

交付申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付して提出

○必要な書類

- ・交付申請書（省エネ等取組実績表含む）
- ・燃料費等の集計表
- ・燃料費等の根拠となる資料（領収書等）

○提出期限：令和5年10月31日

8 申請方法

持参、郵送、FAX、メールで提出可能です。

※ただし、郵送の場合は、令和5年10月31日（火）消印有効です。

9 振込の時期

○申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、指定の口座に補助金を順次振り込みます。

○速やかな給付に努めてまいりますが、多くの申請が寄せられた場合や、書類の不備や確認に時間を要した場合は、振込までに時間を要することがあります。

10 通知

申請書類の審査の結果、交付又は不交付を決定したときは、郵送にて通知します。

11 その他

○補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を命じます。補助金の返還を命じたときは、この命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、加算金（補助金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うことになります。

○また、補助金の返還を命じたにもかかわらず、返還すべき補助金及び加算金の全部又は一部が納付されなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた滞金（その未納額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うことになります。

○補助金支給事務を円滑、確実に実行するため、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

12 問い合わせ・計画書等提出先 → 県木材組合連合会に提出

〒930-2226 富山市八町6931 とやま県産材需給情報センター事務局

（とやま県産材需給情報センターに直接提出される場合は、申し出てください）

電話番号：076-434-3351 FAX：076-434-1794

U R L：<http://moriren-toyama.jp/kensanzai/>

メール：kensanzai@moriren-toyama.jp 受付時間：平日 午前9時～午後5時

林業・木材産業燃料等価格高騰対策緊急支援事業 省エネ等取組計画書

[申請者]

事業者名		代表役職 ・氏名	
住 所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		担当電話番号	
業 種	<input type="checkbox"/> 森林組合 <input type="checkbox"/> 民間素材生産 <input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 集成材 <input type="checkbox"/> チップ <input type="checkbox"/> ペレット <input type="checkbox"/> バイオマス発電 <input type="checkbox"/> その他()		

※業種欄は、該当するものをチェックすること。

[省エネ等の取り組み] 令和5年3月から令和5年9月における省エネや燃料転換等の取り組みを記載

○取組期間

令和5年 月 日 ~ 令和5年 月 日

○取組項目のチェック

分 類	区 分	内 容	取り組み項目
省 エ ネ	節電	工場内の作業していないエリアの消灯等	<input type="checkbox"/>
		加工機械の稼働日の集約等による使用時間の短縮	<input type="checkbox"/>
		工場や休憩室のエアコンの設定温度を調整(冷房28度、暖房20度)	<input type="checkbox"/>
	設備	省エネ型の林業機械や木材加工設備の導入	<input type="checkbox"/>
		LED照明への切り替え	<input type="checkbox"/>
		工場等の断熱性を高めるための改修等	<input type="checkbox"/>
使 用 燃 料 の 減 少	使用燃料の 減少	加工機械の清掃回数を増やし、機械の効率を高める	<input type="checkbox"/>
		原木、木材の運搬工程を見直し等により、使用燃料を減らす	<input type="checkbox"/>
		木材の乾燥工程を見直し、使用燃料を減らす	<input type="checkbox"/>
		含水率の低いチップ等を用い、使用燃料を減らす	<input type="checkbox"/>
燃 料 転 換	燃料転換	満タン給油をやめたり、使用しない積載物の整理等により、軽量化を図る	<input type="checkbox"/>
		重油等ボイラーを、木屑併用型に入れ替える	<input type="checkbox"/>
		重油等のボイラーと木屑焚きボイラーを併用している場合、木屑の使用割合を増やす	<input type="checkbox"/>
そ の 他		木質ボイラーにおけるカロリーの高い原料を使用する等、助燃材としての輸入燃料の使用量を減らす	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

※該当する取り組み項目にチェックを入れる。2点以上に取り組むこと。

※該当する項目がない場合は「その他」に取組み内容を記載すること。

林業・木材産業燃料等価格高騰対策緊急支援事業（令和4年度2月補正） 実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、とやま県産材需給情報センター（以下「センター」という。）が実施する林業・木材産業燃料等価格高騰対策緊急支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本事業は、燃料価格や電気料金の高騰により、経営がひっ迫している林業・木材産業事業者等の経営安定を図るために、燃料価格や電気料金の使用量に応じ、緊急的な支援を行うことを目的とする。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、県内に本社もしくは主たる事務所が所在する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 林業事業者（森林組合、民間素材生産業者等）。
 - (2) 原木、原板を一次加工している木材産業事業者。
 - (3) 主として県産未利用間伐材を燃料とする木質バイオマス発電事業者。
- 2 前項に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は対象外とする。
- (1) 法令遵守上の問題を抱えている者
 - (2) 暴力団、暴力団員と関係のある者

（対象事業）

第4条 補助対象者が営む、以下に掲げる事業を対象とする。なお、製造に使用する原木、原板の生産地は問わない。

林業、製材業、チップ製造業、木質ペレット製造業、薪製造業、おが粉製造業、バークたい肥製造業、木質バイオマス発電事業、その他原木、原板を原料として一次加工を行う事業

2 以下に掲げる事業は対象外とする。

プレカット業、木工業、製紙業、その他二次加工に該当する事業

（補助対象期間及び経費）

第5条 補助対象経費は、第4条に定める事業のため、令和5年3月1日から令和5年9月30日までの間に、工場や機械の稼働、原木・製品等の運搬、発電に必要な経費のうち、以下に掲げるものとする。なお、国及び市町村等から本事業と同様の支援を受けるものを除く。

- (1) 燃料調達費用
 - (2) 電気料金
- 2 前項の経費のうち、消費税額分及び地方消費税額分は補助対象外とする。

(補助金額の計算、補助額の条件)

第6条 補助金額は、令和5年3月分から令和5年9月分の前条に規定する経費から前年度（令和4年3月分から令和4年9月分）の経費を差し引いた額に2分の1を乗じた額以内とする（千円未満切り捨て）。

2 補助金額は、1者あたり2,000万円を限度とし、5万円未満の場合は補助対象外とする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、申請額が予算額を超過する場合には、補助率を調整した額を交付することとする。

(省エネ等への取組み)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、燃料や電気の使用量を低減するため、省エネや燃料転換等の取組みの計画書（以下「省エネ等取組計画書」という。）（様式第1号）を、令和5年6月30日までにセンター長に提出し、補助対象期間中に省エネや燃料転換等に取り組まなければならない。

2 センター長は、省エネ等取組計画書の提出があったときは、内容を確認し、不備がない場合、受理することとする。

3 交付申請者は、省エネ等取組計画書に基づき実施した取組みの実績を交付申請時に提出することとする。

(交付申請)

第8条 交付申請者は、交付申請書（様式第2号）に経費の根拠書類を添付してセンター長に提出しなければならない。

2 交付申請書は、令和5年10月31日17時を提出期限とする。

(補助金の交付決定)

第9条 センター長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査のうえ、適当と認められるときは、交付決定及び補助金の額の確定の通知書（様式第3号）により申請した者（以下「補助事業者」という。）に対して通知をすることとする。

2 前項による審査に当たっては、消費税額分及び地方消費税額分について減額して交付申請がなされていないものについては、減額をおこない補助金額を計算するものとする。

(補助金の支払い)

第10条 センター長は、前条の決定ののち、補助事業者の指定の口座に令和5年11月30日までに補助金を入金することとする。

(事業の実績報告)

第11条 センター長は、令和5年12月15日までに事業を完了し、その実績を県に報告することとする。

(決定の取消及び補助金の返還)

第12条 センター長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当

該補助金の返還を求めることができる。

- (1) 本事業と同様の支援を国及び市町村等から重複して受けていることが判明したとき。
 - (2) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 前2号のほか、補助事業に関し、補助金交付の決定の内容に違反したとき又はセンター長の指示に従わなかつたとき。
 - (4) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- 2 センター長は、第1項の規定により補助事業者に対し補助金の返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を加算金として徴収することができる。
- 3 センター長は、第1項又は第2項の規定により補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、返還すべき補助金及び前項の加算金の全部又は一部が納付されなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収することができる。

(証拠書類の保存等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する経理を明らかにするため、補助事業に係る帳簿及び書類を補助金の交付決定の通知を受けた日の属する事業年度が終了する日から5年間保存し、知事またはセンター長より請求があった場合は直ちにこれを提示しなければならない。

(実施細目)

第14条 この要領に定めのないものについては、センター長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月 日から施行し、令和4年度2月補正予算事業に適用する。